

介護保険サービスを利用されている皆さんへ

8月からの介護サービス料負担軽減の申請を受け付けています

問合せ 市役所介護高齢課介護給付担当 (☎31-4553)

現在、軽減の認定を受けている方で、8月以降も引き続き軽減の認定を希望される方は、更新の手続きが必要になります

●特定入所者介護サービス費

< 制度の内容 > 特別養護老人ホーム（特養）や老人保健施設（老健）に入所やショートステイしたときの居住費（滞在費）と食費については自己負担となっていますが、以下の対象要件全てを満たしている方は、申請により「負担限度額認定」を受けることで、負担限度額（下表）を超えた額が軽減されます。

対象要件

- ・世帯全員（別世帯の配偶者も含む）が市民税非課税であること
- ・預貯金等合計額が単身者は1,000万円以下、配偶者がいる場合は2,000万円以下であること

【負担限度額】

対象者	利用者負担段階	居住費の種類		食費
		多床室	ユニット型個室	
生活保護受給者	第1段階	0	820	300
老齢福祉年金受給者	第2段階	370	820	390
年金収入額 ※（課税年金収入額 + 非課税年金収入額） + 合計所得金額が80万円以下の方				
上記以外の方	第3段階	370	1,310	650

非該当（第4段階）の方は、各施設が定める居住費（滞在費）と食費をお支払いいただきます。（日額：円）

※制度改正により、8月から利用者負担段階の判定基準の一部が変更になります

平成28年7月まで利用者負担段階の第2段階と第3段階の判定に用いる収入には、非課税年金収入額（遺族年金・障害年金等）を含みませんでした。制度改正により平成28年8月から第2段階と第3段階の判定に用いる収入に非課税年金収入額が追加されます。

年金収入額 ⇒ 平成28年7月まで：課税年金収入額のみ
平成28年8月から：課税年金収入額 + 非課税年金収入額

●社会福祉法人等及び民間等サービス利用者負担軽減

< 制度の内容 > 利用者負担の軽減を実施している事業所が提供する次の対象サービスを利用した場合に、介護サービス費用の自己負担の一部（25パーセント）が軽減されます。

< 軽減対象サービス > ①（介護予防）訪問介護 ②（介護予防）通所介護 ③（介護予防）短期入所生活介護 ④夜間対応型訪問介護 ⑤地域密着型通所介護 ⑥（介護予防）認知症対応型通所介護 ⑦（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑨看護小規模多機能型居宅介護 ⑩介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ⑪地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）

対象要件

- ・世帯全員が市民税非課税で①から⑤の要件すべてを満たす方
- ①年間収入が単身世帯で150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）以下であること
- ②預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下であること
- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④負担能力のある親族に扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

申請方法

下記の申請書等を、市役所 防災庁舎3階 介護高齢課 介護給付担当に提出してください（郵送可：〒085-8505黒金町7-5）。
※申請は随時受け付けておりますが、8月から軽減を受けることを希望される方は7月22日(金)までに提出してください。

< 申請に必要なもの >

- ・申請書（市役所介護高齢課の窓口にある他、ケアマネジャーや介護保険施設（特養・老健）へ配布しております。申請書が必要な場合は各所からお取り寄せいただけます。）
- ・利用者本人の印鑑（朱肉を使用するもの）
- ・通帳等の写し（表紙を開いて取扱支店等が記載されているページと直近日から2カ月以内の記帳ページ）
- ・定期預金や有価証券等の金額が確認できるもの
- ・個人番号（マイナンバー）確認書類
- ・提出する方（実際に来庁や郵送される方）の身分が確認できる書類（運転免許証や介護保険被保険者証、保険証、年金手帳等）

4月1日から第三者行為の届け出が法律で義務付けとなりました

本人の責任によらない第三者の行為による交通事故などによって要介護状態になったり、状態が重度化したりした場合で介護サービスを利用した際には、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者（第三者）が負担するのが原則です。交通事故など（第三者行為）が原因で介護サービスを利用する場合は、市への届け出をお願いします。